

## 大阪市告示第1741号

平成19年大阪市告示第367号（局長等の職務を行う職員）の一部を次のように改正し、令和8年1月1日から施行する。

令和7年12月24日

大阪市長 横山英幸

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
大阪市市長直轄組織事務分掌規則（平成24年大阪市規則第19号）第6条第1項又は大阪市事務分掌規則（昭和24年大阪市規則第133号）第6条第1項の規定により、局長等に事故があるとき又は局長等が欠けたときに局長等の職務を行う職員は、次のとおりとする。 〔表 別紙2 挿入〕	[同左]
備考 表中及び表中に挿入される別紙の〔 〕の記載は注記である。	

(総務局人事部人事課)

[別紙1]

局長等	先順位で職務を行う職員	次順位で職務を行う職員
[同左]		
万博推進局長	万博推進局理事（国際博覧会の開催に係る調査、企画及び総合調整担当。本市及び大阪府の内部調整について、主に本市内部の調整を担うもの）	万博推進局理事（国際博覧会の開催に係る調査、企画及び総合調整担当。本市及び大阪府の内部調整について、主に大阪府内部の調整を担うもの）
[同左]		

[別紙2]

局長等	先順位で職務を行う職員	次順位で職務を行う職員
[略]		
万博推進局長	万博推進局理事（国際博覧会の開催に係る調査、企画及び総合調整担当）	万博推進局理事 <u>（大阪パビリオンの出展に係る調査、企画及び総合調整担当）</u>
[略]		